

成安造形大学質保証に関する規程

平成30年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、成安造形大学（以下、「本学」という。）学則第1条に定める目的ならびに社会的使命を達成するために、恒常的かつ継続的な自己点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努めることを通じて、本学の教育研究水準を保証し向上を図ることを目的とする。

(質保証の定義)

第2条 本学における質保証とは、第1条の目的の実現に向けて、組織及び教育研究活動を不斷に検証し、その向上に努め、適切な水準にあることを自らの責任で証明していく恒常的・継続的プロセスをいう。

(質保証の体制)

第3条 第2条を実現するため、組織、教育研究活動及びその支援、学生の受け入れ、修学・進路支援、教育研究環境の整備、管理運営・財務等に関する事業について、本学学則第1条の2に定めに基づき自己点検・評価を実施し、教育研究機関としての質の改善・向上を図り、本学自らの責任において説明・証明する体制を構築する。

2 本学学則第8条の定めに基づき、前項の体制を全学的に統括し、質保証に係る重要事項を協議するため、成安造形大学質保証協議会（以下、「協議会」という。）を置く。

(協議会の職務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 自己点検・評価の実施及び改善方策の検討
- (2) 質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案
- (3) 第三者評価に関すること
- (4) その他、質保証に関すること

(協議会の構成)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる議員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長 1名（学長の命を受けて校務をつかさどる副学長）
- (3) 学部長
- (4) 教務委員長
- (5) 事務局長

(6) 学長が指名した専任教育職員 若干名

2 議長は、学長をもって充てる。議長に支障があるときは、副学長がその職務を代理、又はその職務を行う。

3 議員の任期はその職の在任期間とする。但し、(6)の議員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(協議会の運営)

第6条 協議会は議長が招集し、議員の3分の2以上の出席をもって成立するものとし、議事は出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 協議会は、議長が必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 議長は、第4条第3号に定める第三者評価の実施に際して、別に準備委員会等の組織を設置することができる。

(自己点検・評価項目)

第7条 自己点検・評価項目は、別表のとおりとする。

(自己点検・評価の実施ならびに結果の公表)

第8条 協議会は、自己点検・評価を毎年実施し、結果について毎年報告書を作成するものとする。

2 議長は、前項で取りまとめた報告書を理事長に報告した上でこれを公表するものとする。

(事務)

第9条 自己点検・評価ならびに第三者評価の実施及び協議会に関する事務は、総務部総務課がこれを行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成30年3月31日をもって成安造形大学自己点検評価・第三者評価規程は廃止する。